

機材調達契約書

1. 件 名	国 向け機材
2. 物品名及び数量	別添機材仕様書のとおり
3. 仕 様	別添機材仕様書のとおり
4. 取 引 条 件	仕向地渡し
5. 船 積 (空) 港	受注者の手配による
6. 仕 向 (空) 港	別添「輸送条件書のとおり」
7. 仕 向 地	別添「輸送条件書のとおり」
8. 履 行 期 間	20**年 月 日から20**年 月 日まで
9. 納 入 期 限	20**年 月 日
10. 技 師 派 遣 業 務	別添技師派遣条件書のとおり
11. 業 務 完 了 期 限	20**年 月 日
12. 契 約 金 額	金 円

頭書記載の物品（以下「契約物品」という。）の調達及び技師派遣業務の実施について、発注者 独立行政法人国際協力機構 契約担当役と受注者 会社名 とはおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）機材調達契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「契約の管理について」
- （3）附属書Ⅱ「契約金額内訳書」
- （4）附属書Ⅲ「機材仕様書」
- （5）附属書Ⅳ「梱包条件書」
- （6）附属書Ⅴ「輸送条件書」
- （7）附属書Ⅵ「技師派遣条件書」

（契約業務）

第2条 受注者は、契約物品を頭書に示すところに従い調達し、発注者に引き渡さなければならない。

2 契約物品のうち輸出のために必要な検査を受ける必要のある物品は、受注

- 者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 3 受注者は、附属書Ⅳ「梱包条件書」に基づく十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
 - 4 受注者は、附属書Ⅴ「輸送条件書」に基づき、契約物品にかかる輸出通関、船積等輸出手続き、輸送手配（荷卸しの手配含む。）を行うものとする。
 - 5 受注者は、仕向国における輸入許可の取得について、その要否を確認し、必要な場合は許可・承認を申請し取得する。
 - 6 受注者は、船積完了後、附属書Ⅴ「輸送条件書」に基づき発注者に対し速やかに船荷証券、送り状、梱包明細書等（以下「船積書類」という。）の写しを提出しなければならない。
 - 7 受注者は、輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、代替品の納入又は修理をしなければならない。また、受注者は、自ら必要と判断する場合には、仕向地での検査までに至る契約物品の輸送、保管にかかる保険を付保する。
 - 8 受注者は、契約物品が仕向地に到着したことを確認し、発注者に報告しなければならない。

（引渡時期）

- 第3条 受注者は、契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定めるところにより仕向地において納入を完了すること、及び約款第7条の検査に合格すること、のいずれも満たしたときに引渡しを完了したものとする。

（輸出管理）

- 第4条 受注者は、契約物品について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）及びその他の輸出関連法規による許可・承認の取得並びにアメリカ合衆国による再輸出規制による許可の取得を要するか否かを確認し、発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項による許可・承認の取得を必要とする物品（以下「該当品」という。）がある場合は、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可・承認取得後まで留保するとともに、当該物品の納入期限について別途定めることができる。
 - 3 受注者は、該当品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。
 - 4 発注者は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる

損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

- 5 受注者が第1項に定める報告を怠った結果生じる損害については、受注者が負担する。

(輸入通関)

第5条 仕向国における輸入通関は、荷受人又は発注者が行う。また、輸入通関に関し、受注者の責に帰さない事由により生じる超過保管料及びその他追加費用は、荷受人又は発注者が負担する。

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20**年 月 日

発注者

東京都千代田区二番町5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 理事名

受注者

(住所)

(会社名)

(代表者役職)

(代表者氏名)